

工 事 概 要

樹木伐採・抜根工				本	40

施 工 理 由

本業務は、民地や琵琶湖疏水用地に隣接した危険樹木の伐採等を実施することにより、公園緑地の適切な管理を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
公園施設等撤去・移設工	樹木伐採・抜根工	支障木伐採 A	幹周C=50cm未満		本	5,254	施工費	
		支障木伐採 B	幹周C=50cm以上100cm未満		本	23,780	施工費	
		支障木伐採 C	幹周C=100cm以上150cm未満		本	78,670	施工費	
		支障木伐採 D	幹周C=150cm以上200cm未満		本	131,200	施工費	
		支障木伐採 E	幹周C=200cm以上250cm未満		本	197,000	施工費	
		支障木伐採 G	幹周C=300cm以上350cm未満		本	499,700	施工費	
		支障木伐採 D'	幹周C=150cm以上200cm未満		本	133,800	施工費	
		強剪定 E	幹周C=200cm以上250cm未満		本	118,200	施工費	
	運搬処分工	積込	枝葉、幹 (幹及び枝周150cm以内)		t	33,320	施工費	
		運搬処分A	枝葉		t	18,400	施工費 処分費	うち処分費 12,000円
		運搬処分B	幹		t	6,860	施工費 処分費	うち処分費 1,000円

設計内訳書（本01）

工事名	東山自然緑地危険木対策業務委託					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
植栽		式	1					
公園施設等撤去・移設工		式	1					
樹木伐採・抜根工		式	1					
支障木伐採 A	幹周C=50cm未満	本	2					
支障木伐採 B	幹周C=50cm以上100cm未満	本	10					
支障木伐採 C	幹周C=100cm以上150cm未満	本	14					
支障木伐採 D	幹周C=150cm以上200cm未満	本	5					
支障木伐採 E	幹周C=200cm以上250cm未満	本	3					
支障木伐採 G	幹周C=300cm以上350cm未満	本	1					
支障木伐採 D' 5m高さ	幹周C=150cm以上200cm未満	本	3					
強剪定 E	幹周C=200cm以上250cm未満	本	2					
運搬処分工		式	1					
積込	枝葉、幹（幹及び枝周150cm以内）	t	2.5					

設計内訳書（本01）

工事名	東山自然緑地危険木対策業務委託					事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 植栽	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処分A		枝葉	t	2				
運搬処分B		幹	t	0.5				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				
消費税額及び地方消費税額			式	1				
工事費計			式	1				

特記仕様書（個別工事編）

委託業務名 東山自然緑地危険木対策業務委託

履行場所 京都市山科区御陵田山町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）」の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の30%以内とする。

なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

第5条（緊急対応）

本業務では、強風や台風、事故等により通行安全性が阻害された場合、緊急で作業を指示することがある。被害が予測される場合には、連絡・出勤態勢を整えること。

また、被害発生時には、速やかに通行安全性を確保すること。可能な限り作業前に監督職員等に状況を報告して指示を受けることとするが、やむを得ない場合はこの限りではない。作業後は速やかに報告すること。

第6条（技術者の配置）

1 受注者は、建設業法の造園工事業に係る主任技術者を1名以上配置すること。また、作業中には、作業責任者として下記の資格及び経験を有するものを常駐させることとするが、(ア)の資格を有する者が望ましい。

作業責任者は、業務計画書等に明記し、書面をもって通知すること。なお、作業責任者は、主任技術者及び現場代理人を兼務することができるものとする。

(ア)街路樹剪定士（社団法人 日本造園建設業協会の認定資格）

(イ)造園技能士 2級以上（ただし、2級の場合は取得後2年以上の剪定業務経験が必要）

(ウ)街路樹等の剪定業務または、植栽工事に直接従事した実務経験が7年以上

(ア)を有する者は、街路樹剪定士証又は街路樹剪定士認定証の写しを、(イ)を有する者は、2級技能検定合格証書の写しを提出すること。また、(ウ)を有する者は、経歴書に同等の経験がわかる経歴を記載のうえ、提出すること。

2 現場代理人は、その運営、取締りを行うほか、受注者の一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、契約の解除に係るものを除く。）を行使することができるものとし、業務現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ本市との連絡体制が確保されると監督職員が認めた場合には、現場代理人について業務現場における常駐を要しないこととすることができる。現場条件に関する事項

第7条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 急斜面地における作業が多いため、安全に注意し作業を行うこと。
- 2 高所での作業においては、安全対策を十分に行うこと。
- 3 家屋に近い場所での作業が多いため、近隣には十分に注意を行うこと。
- 4 作業に伴い、枝等が疏水用地に落下する可能性がある樹木は、停水期（例年1月上旬～3月中旬）に作業すること。
- 5 伐採した樹木は、現地に安全を確保する形で残置とする。ただし、位置図の履行場所(1)③については、枝葉（一部幹想定）を処分することを想定している。

2 建設副産物に関する事項

第8条（建設副産物の適正処理）

1 一般廃棄物が発生する場合の対応

業務で発生した資源化可能な伐採した枝葉等については、京都市の再生処分の許可を持つ資源化施設に可能な限り搬入し、リサイクルすること。ただし、病害虫に侵食された樹木については、この限りではない。

【表－1】に示す建設副産物の受入場所は、積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。（京都市一般廃棄物処分業許可業者については、京都市環境政策局循環型社会推進部のホームページにて確認できる。）

2 自社処分を行う場合は、【表－2】に示す処分地等に関する資料を提出すること。また、自社処分を行うことにより、処分費が減額になる場合は、設計変更の対象とする。

【表－1】 建設副産物の受入場所

建設副産物	受入場所	備 考
発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 12.8km
発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 12.8km

【表－2】 自社処分を実施する場合の提出資料

1.	位置図
2.	平面図
3.	公図
4.	登記簿謄本
5.	現地写真
6.	循環型社会推進部資源循環推進課との協議書 （京都市内の処分施設に搬入する場合に限る）
7.	見積書

3 施工管理関係

第9条（業務計画書）

- 1 受注者は、契約締結後速やかに「施工計画書作成要領」に従って業務計画書を作成し、監督職員に提出するとともに、これを遵守して、業務を実施すること。
- 2 作業着手時期及び作業範囲については、監督職員と協議の上、週間工程表及び月間工程表を監督職員に提出すること。
- 3 受注者は過積載防止について、具体的内容を業務計画書に記載すること。
- 4 疏水用地に近接する作業を行う際は、施工協議を行う必要がある。近接時の施工方法や安全対策、疏水用地内の進入方法等について記載を行い、施工の際は厳守すること。

第10条（作業計画）

作業着手前に現場確認調査を行い、作業手順を検討したうえで、監督職員と協議した後に業務に着手すること。なお、各作業の開始時期については、監督職員の指示に従うこと。

第11条（工程管理）

- 1 受注者は契約決定後直ちに計画工程表を作成し、監督職員に提出し承認を受けて、工程を管理するものとする。実施工程表は、工程が変更するごとに監督職員の指示に従い修正し提出すること。
- 2 受注者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間について遵守しなければならない。
- 3 作業日は土日祝を除く平日とし、作業時間は原則として昼間作業は 8:30～17:15 とする。この曜日および時間を変更する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 4 特に本市が指示した場合を除き、官庁の休日並びに夜間（17:15 から翌朝 8:30 まで）における作業は、防災保安上の点検や緊急安全対策作業以外禁止する。
- 5 他の企業・事業者との同時作業となる場合は、工程計画等について十分調整を図るとともに監督職員の指示に従うこと。
- 6 作業計画表及び直近作業の実施状況（工種、樹種、幹周、数量）に関する報告書を提出すること。提出日は毎週木曜日とする。

第12条（安全管理）

- 1 作業の際には、実施現場内またはその隣接敷地もしくは付近道路において、工作物または人畜に損傷がないよう十分に注意すること。与えた損害については受注者がその責に任ずるものである。
- 2 現場での作業期間中は、作業標示板、協力依頼板、作業範囲への立入防止措置等の安全施設を設置し、公園利用者の安全を確保すること。公園（園路の通行者が常時いる）という特異性を十分に留意して取り組むこと。
- 3 保安施設等を十分完備し、作業方法等を監督職員とよく協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じること。
- 4 利用者の進入がないように、作業範囲にあたる区間の起終点をカラーコーン及びバーで閉鎖するとともに、作業車両も囲むこと。また、利用者が付近を通行する時には注意喚起し、誤って作業範囲内に進入した時には、すみやかに作業範囲外に誘導すること。
- 5 受注者は、道路法、道路運送車両法及び道路交通法の趣旨に基づき、資材運搬等に必要な車両の

諸元について当該法律を遵守しなければならない。

- 6 作業用車両を現場に出入りさせるときは、必ず監督職員が指定する道路より行うこと。
- 7 作業周辺道路へは、一切、資材運搬車等の作業用車両が待機や駐車することがあってはならない。作業関係者の車両についても同様である。
- 8 作業で使用する建設機械は日々回送を行い、作業区域内及び周辺に存置してはならない。
- 9 伐採枝葉等の処分は即日に行い、現場に仮置きしてはならない。
- 10 資材などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は直ちに清掃・補修を行うこと。作業完了に際しては、跡掃除を行い、不要残材等の類は監督職員に確認を受けたうえで処理・処分すること。

第 13 条（安全・訓練等）

- 1 受注者は、本業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、これを業務計画書に含めて督職員に提出するものとする。共通仕様書（1-1-1-27）「工事中の安全確保」、及び（1-1-1-33）「交通安全管理」を厳守するとともに、現場及び一般車両の安全管理に努めること。
- 2 受注者が実施する安全・訓練等は、作業着手後、作業員全員の参加により月当たり半日以上の間を割り当てることとし、その実施内容については、下記の項目から適宜選択するものとする。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚材料による安全教育
 - (2) 本業務内容等の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本業務における災害対策訓練
 - (5) 本業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 3 安全・訓練等の実施状況について、工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

第 14 条（市民対応）

- 1 本業務は、公共性の高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- 2 作業中、利用者からの要望、近隣住民及び通行車両等からの苦情、事故の発生などがあった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。特に近隣地元より要望のある場合は、受注者が積極的に調整し、解決すること。

第 15 条（写真管理）

本業務は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は必携に準じるが、業務委託名、公園名、工種、樹種、幹周、年月日等を黒板に記入して撮影し、【別紙－1】のとおり写真整理すること。また、撮影数量等は、樹木ごとに 1 箇所 1 組撮る。

第 16 条（出来高管理）

工種、樹種、幹周等を記入し、樹種ごとにランク別本数を表にして提出すること。

第 17 条（検査）

受注者は、完了検査及び既済部分検査を受ける場合は、検査に必要な資料として作業写真、出来高数量表、処分伝票、その他監督職員の指示した資料を提出しなければならない。なお、出来形数量表は、集計したものを印刷するとともに電子データを提出しなければならない。

第 18 条（作業上の留意事項）

1 本業務においては、対象となる植物の特性や当該作業の目的及び、対象植物に及ぼす影響の強さを十分に理解し、生き物である植物に対して、細心の注意を払って実施すること。

2 支障木伐採

支障木とは、樹木管理上または利用上、不必要あるいは危険な樹木をいう。支障木処理は地上部の伐採処分までの作業であり、根株は利用者に危険のないよう処理すること。

4 その他事項

第 19 条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書は、工期末の 35 日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類は、検査が受けられる状態で工期末の 14 日前までに東部土木みどり事務所に提出すること。

第 20 条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3 月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第 21 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

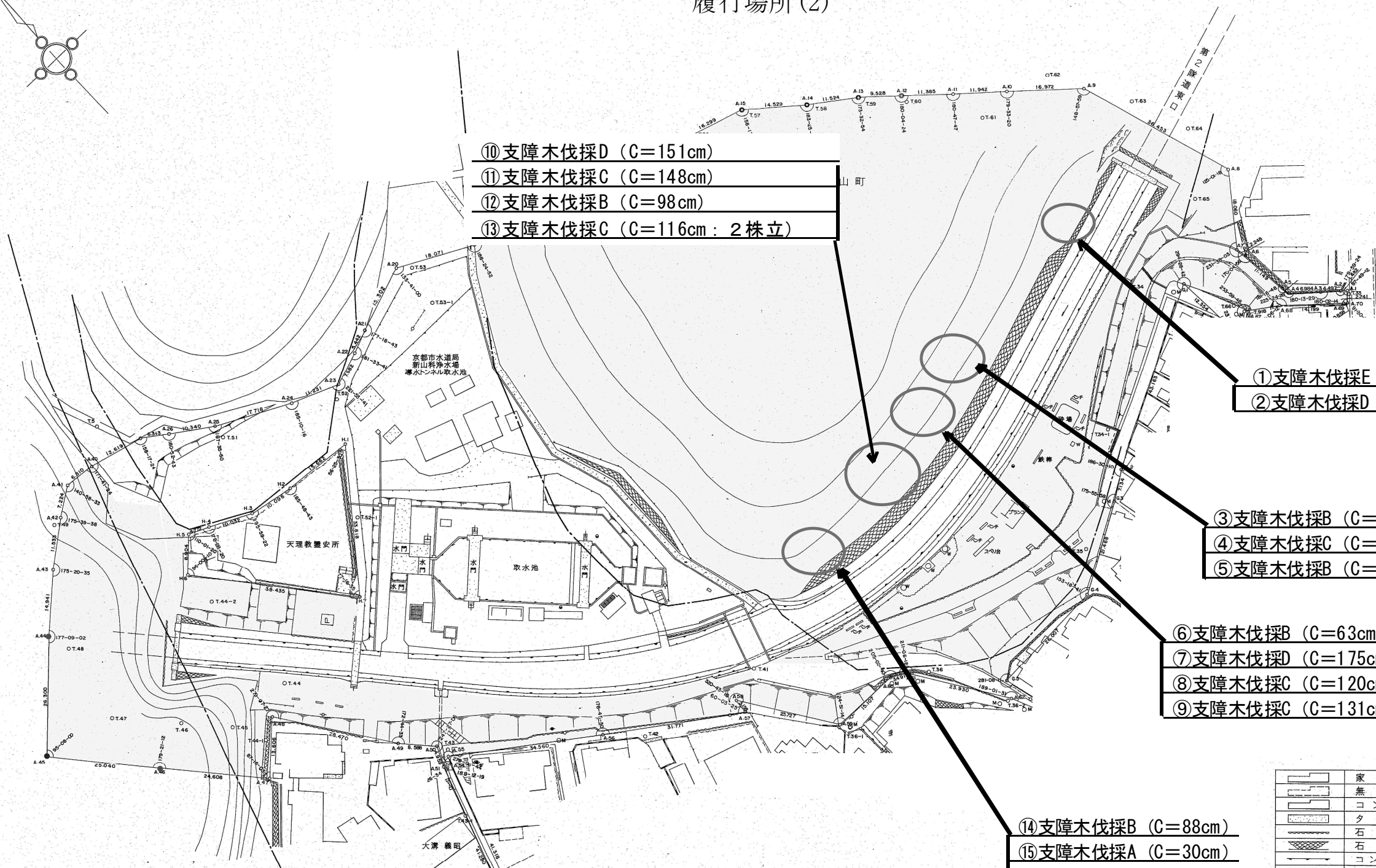
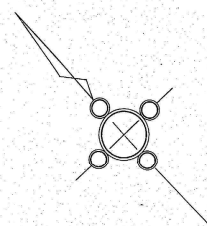
(4) 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

詳細位置図

履行場所(2)

⑥



- ⑩支障木伐採D (C=151cm)
- ⑪支障木伐採C (C=148cm)
- ⑫支障木伐採B (C=98cm)
- ⑬支障木伐採C (C=116cm : 2株立)

- ①支障木伐採E (C=241cm)
- ②支障木伐採D (C=154cm : 2株立)

- ③支障木伐採B (C=76cm)
- ④支障木伐採C (C=127cm : 3株立)
- ⑤支障木伐採B (C=77cm)

- ⑥支障木伐採B (C=63cm)
- ⑦支障木伐採D (C=175cm : 2株立)
- ⑧支障木伐採C (C=120cm)
- ⑨支障木伐採C (C=131cm)

- ⑭支障木伐採B (C=88cm)
- ⑮支障木伐採A (C=30cm)
- ⑯支障木伐採C (C=138cm)
- ⑰支障木伐採A (C=41cm)

凡 例

家	屋	消	ボ	ス	ト
無	壁	舎	○ P	消	化
コン	クリ	タ	○ F	ガ	ス
タ	キ	タ	○ G	下	水
石	垣	直	○ M	上	水
石	垣	傾	○ W	カ	ー
コン	クリ	ト	○ CM	ミ	ラ
コン	クリ	ト	○	法	
果	石	電	電	電	柱
板	塀	水	水	水	田
コン	クリ	塀	山	荒	地
垣	柵	庭	庭	庭	樹
生	垣	針	針	針	葉
鉄	柵	竹	竹	竹	林
鉄	道	側	側	側	溝
門		池	池	池	
碑		境	境	境	界
階	段	流	流	流	水
上	臺	地	地	地	方
田	井	戸	戸	戸	向
					土
					岩

- ：東山自然緑地
- ：対象樹木

記 号	境界点の種別
○	石杭, プレート
○	コンクリート杭, 鉄
○	旧管理図により机上境界点 (現地杭なし)

S=1:500